

第４２回ふくい桜まつりメインビジュアルデザイン・印刷物制作業務
公募型プロポーザル実施要領

令和８年９月４日
ふくい桜まつり実行委員会

１ 趣旨及び目的

本実施要領は、福井市内の桜の魅力を強く訴えかけるメインビジュアル・印刷物を制作し、福井市のイメージ及びふくい桜まつりの知名度の向上を図り、「ふくい桜まつり」への県内外からの更なる観光誘客を促進することを目的とし、最も適した提案を導入する受託者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

○留意事項

令和８年１０月９日（金）実施予定のふくい桜まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）にて当事業について承認されない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行いませんのでご了承ください。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託候補者において損害が生じた場合であっても実行委員会においては、その損害について一切負担しません。

２ 業務概要

（１）業務名

第４２回ふくい桜まつりメインビジュアルデザイン・印刷物制作業務（以下「本業務」という。）

（２）業務内容

第４２回ふくい桜まつりメインビジュアルデザイン・印刷物制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務期間

契約締結日から令和９年２月２６日（金）まで

３ 提案限度額

１，９００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、参考見積書の金額が、提案限度額を超える提案については無効とする。

また、本業務に関する協議や各種打合せ等に要する費用も業務に要する費用に含まれる。

４ 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 福井県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- (2) 公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日施行）、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成 14 年 4 月 1 日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ①親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - ②親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ③一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

5 応募の手続等

(1) スケジュール

日程	手続等	手段等
令和 8 年 9 月 4 日（金）	実施要領等の公表	福井市観光公式サイト「福いろ」にて公表
令和 8 年 9 月 25 日（金） 17 時必着	質問申込期限	持参、電子メール又は FAX にて提出
令和 8 年 9 月 30 日（水）	質問回答期限	福井市観光公式サイト「福いろ」にて公表

令和8年10月2日（金） 17時必着	参加申込書の 提出期限	持参又は郵送にて提出 （郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）
令和8年10月7日（水）	参加資格の結 果通知	電子メールにて通知
令和8年10月14日（水） 17時必着	企画提案書等 の提出期限	持参又は郵送にて提出 （郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）
令和8年10月21日（水）	審査会	
令和8年11月上旬 予定	審査結果	電子メールにて通知 福井市観光公式サイト「福いろ」にて公表
令和8年11月中旬 予定	契約締結	

（２）質問の受付及び回答

ア 提出期限

令和8年9月25日（金）17時 必着

イ 提出方法

別添の質問票（様式1）により、持参、電子メール又はFAXにて提出。

ウ 提出先

ふくい桜まつり実行委員会（公益財団法人福井市観光協会内）

住所：〒910-0006 福井市中央1丁目2番1号（ハピリン3階）

FAX：0776-27-0700

E-mail：info@fukuicity-navi.com

※メールの件名には「ふくい桜まつりプロモーション業務 質問票」と明記すること。

エ 回答日

令和8年9月30日（水）

オ 回答方法

福井市観光公式サイト「福いろ」に掲載

（３）参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり参加申込書を提出するものとする。

ア 提出書類

①参加申込書（様式2）

②参加事業者の概要、事業内容が分かる書類

③業務実績調書（様式3）

・過去3年以内の同種業務又は類似業務について記載

・業務実績を示す資料を添付

④共同体結成届書（様式4）※共同体を結成する場合のみ。

⑤誓約書（様式5）

⑥履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

⑦直近年度の国税（法人税及び消費税等）及び市町村税の納税証明書

（滞納がないことが確認できること。）

※⑥，⑦の書類は、提出日以前 3 か月以内に発行されたもの（コピー可）であること。

※共同体を結成する場合は②、③、⑤～⑦の書類について、共同体の代表者、構成員それぞれの分を提出すること。

イ 提出部数

各 1 部

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）にて提出。

エ 提出期限

令和 8 年 10 月 2 日（金） 17 時 必着

オ 提出先

ふくい桜まつり実行委員会（公益財団法人福井市観光協会内）

住所：〒910-0006 福井市中央 1 丁目 2 番 1 号（ハピリン 3 階）

カ 参加資格の結果通知

参加申込書を提出した者について参加資格要件を審査し、その結果を 10 月 7 日（水）に電子メールにて通知する。

キ 参加辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式 6）を上記提出先に提出すること。

（４）企画提案書の提出

参加資格要件を満たした者は、下記のとおり、企画提案書を提出するものとする。なお、提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

ア 提出書類

①企画提案書提出届（様式 7）

②企画提案書

※企画提案内容等詳細は 様式 7 企画提案書提出届に記載

③見積書（A4 サイズ＜様式任意＞）

※記載金額については、仕様書等に基づいた本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。また、積算の内訳は一式を避け、出来るだけ詳細に記載すること。（別紙可）

④その他、本事業の運営にあたり有効となるような追加提案、特筆事項等

イ 提出部数

5 部（正本 1 部、副本 4 部）

※「②企画提案書」については無記名（事業者名）で作成し、提案者が類推できないようにすること。

※「②企画提案書」記載の「B2 サイズ ポスターデザイン」については 1 部提出とする。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）にて提出。

エ 提出期間

令和8年10月14日（水）17時 必着

オ 提出先

ふくい桜まつり実行委員会（公益財団法人福井市観光協会内）

住所：〒910-0006 福井市中央1丁目2番1号（ハピリン3階）

カ その他

- ①ポスターデザインの提案は1者（1共同体）につき2案までとする。
- ②提案内容は提出日現在において未発表のもので、他に類似の例がなく、商標登録及び出願の公開がされていないものとする。
- ③提案内容が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負うこととする。
- ④ポスターデザイン決定後、イラストレータ等加工可能なデータ、PDFデータ及びJPEGデータ（それぞれB1サイズ以上に拡大しても対応可能なデータ）を提出するものとする。
- ⑤ポスターデザイン決定後、パンフレットの具体的な掲載内容については、発注者と協議しながら受注者が制作することとする。

（5）審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

ア 審査は（4）の提出書類による書類審査にて行う。

イ 企画提案内容の審査は、別に設置する「審査会」において非公開で審査し、最も優れた企画提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

ウ 審査は別に定める審査基準に基づき行う。

（6）審査結果の通知

審査結果を電子メールにて通知する。

- ・ 委託候補者名及びその評価点については福井市観光公式サイト「福いろ」に公表。
- ・ 審査経緯については公表しない。
- ・ 審査内容及び結果についての異議は一切受け付けない。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- （1）参加資格要件を満たしていない場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- （4）審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 見積書の金額が、予定価格を超過した場合

7 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、特定された者は、契約前に改めて見積書を提出するものとする。

8 著作権等

- (1) 採用された企画提案に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利、商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、受託者又は第三者がツール等として従前から著作権を有している場合を除き、実行委員会に帰属する。また、実行委員会は、ふくい桜まつりの広報宣伝を目的とした改変及びホームページ、リーフレット、ガイドブック、広報チラシ・グッズ等への二次利用ができるものとする。
- (2) 受託者は、実行委員会に著作権を譲渡し、又は実行委員会に著作権法に基づく利用を承諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び構成要件に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については書面で許諾を取得するとともに、実行委員会に書面で報告すること。また当該費用も見積額及び契約額に含めること。
- (4) 採用された企画提案について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合は、全てプロポーザル参加者の責任とする。
- (5) 採用された企画提案について、企画内容の一層の充実を図るため、協議の上、委託費の範囲内で変更、修正ができるものとする。

9 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等受付締切以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 当該プロポーザル実施に関する情報については随時、福井市観光公式サイト「福いろ」に掲載する。

10 担当部署（提出・問い合わせ先）

ふくい桜まつり実行委員会（公益財団法人福井市観光協会内）

〒910-0006 福井市中央1丁目2番1号（ハピリン3階）

TEL：0776-20-5151 FAX：0776-27-0700 E-mail：info@fukuicity-navi.com

審査会 審査基準

審査項目	審査の詳細	配点
企画提案内容	1. デザイン・表現力 遠目からでも目を引き、「行ってみたい」と思わせる視認性と訴求力があるか。 まつりの魅力を引き出す素材の活用となっているか。 まつりの魅力や世界観を伝え、心に残る効果的なキャッチコピーか。	25
	2. 企画・コンセプト 市のイメージアップ、まつりの認知度向上、及び県内外からの誘客につながる明確なコンセプトか。	25
	3. 展開・構成力 ポスターの世界観がパンフレットに統一して展開できるか。 ページ構成などわかりやすい情報整理の方法が提案されているか。 観光客の周遊・満足度を高めるための工夫が盛り込まれているか。	20
	4. 独自性・提案力 本業務の運営にあたり有効となるような独自の提案がなされているか。	10
業務遂行能力	観光PRやポスター制作に関する実績が十分であり、本業務を適切に実施できる能力を有しているか。	10
経費	コストパフォーマンスに優れ、必要となる費用・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。	10
合 計		100